

広陵町都市計画マスタープラン

部分改訂

令和 3 年 3 月

広 陵 町

(1) 広陵町都市計画マスタープランについて

広陵町では、平成25年4月（目標年度：平成33年）に都市計画の総合的な指針である「広陵町都市計画マスタープラン」を策定し、まちづくりを進めてきました。

策定した都市計画マスタープランでは、「『成長都市』から『成熟都市』への礎づくり」、「住民生活をより豊かにする『環境都市』づくり」「住民が安全・快適に住み続けるための『生活都市』づくり」を目標に掲げたまちづくりを目指しています。

(2) 部分改訂の背景

都市計画で定める用途地域をはじめとした土地利用規制、都市施設の都市計画道路や都市公園などは、都市計画法に基づいて、上位計画である都市計画マスタープランに即した内容として決定しています。

平成31年4月19日に、「広陵町竹取公園周辺地区のまちづくりに関する基本協定書」を県と締結し、竹取公園・崇山古墳・讃岐神社及び道路の沿道を活用し、にぎわいのある拠点としての機能向上を目指し、県と連携して「広陵町竹取公園周辺地区まちづくり基本計画」の策定を進めてまいりました。

このたび、上位計画である広陵町都市計画マスタープランに位置づけることで、新たな「にぎわいのあるまちづくり」の実現に向けた指針とするため、一部を改訂するものです。

(3) 改訂の概要

上記の部分改訂の背景を受け、当該地域を竹取公園周辺拠点に、上田部・奥鳥井線を都市軸に、「広陵町都市計画マスタープラン」において位置づけます。